

# 少量新規の申出に 不備が多発 しています



製造・輸入予定の化学物質を  
公示物質と思い込んでいませんか？



化学物質の名称と構造式は  
ありますか？



製造・輸入数量は確認数量を  
超過していませんか？

化審法の少量新規の申出に関する違反があった場合、  
**1年以下の懲役** 若しくは **5000万円以下\***の罰金  
が科せられる場合があります。

※法人の場合

問い合わせ先 ▶ 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室

TEL:03-3501-0605

FAX:03-3501-2084

E-mail:qghbbfa@meti.go.jp